

ものづくり産業分野人材確保支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 ものづくり産業分野人材確保支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「交付規則」という。）、国の「雇用開発支援事業費等補助金（地域活性化雇用創造プロジェクト）交付要綱」、「地域活性化雇用創造プロジェクト実施要領」によるほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、北海道内のものづくり産業分野の企業が道外から人材を確保するために要する経費の一部を補助することにより、良質で安定的な正社員雇用の創出及び定着や、本道ものづくり産業及び関連産業の振興を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、別表第1に掲げる業種の企業（以下「事業者」という。）とする。

(補助対象事業等)

第4条 補助対象事業、補助率、補助対象経費及び上限額は、別表第2のとおりとし、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 補助金とは別に、国、道又は市町村（国又は道からの交付金等を受けて補助する場合に限る。）から補助対象経費に対し、補助金等を受けている場合又は受ける予定となっている場合は、補助対象としない。

(ものづくり産業分野道外人材確保事業計画書の提出)

第5条 補助金の交付を受けようとする事業者は、補助対象となる雇用契約を締結する前に、ものづくり産業分野道外人材確保事業計画書（別記様式第1号）を提出し、知事の認定を受けるものとする。

(ものづくり産業分野道外人材確保事業計画の認定)

第6条 知事は、第5条の規定に基づき、ものづくり産業分野道外人材確保事業計画書の提出があった場合は、内容を審査し、適当と認められるものについて、補助金の対象として認定をするものとする。

2 知事は、前項の規定により認定した場合は、その認定の内容及び付した条件をものづくり産業分野人材確保支援事業補助金の対象認定通知書（別記様式第2号）により事業者に通知するものとする。

(ものづくり産業分野道外人材確保事業計画の変更・取り下げ)

第7条 第6条の規定に基づき認定された事業者は、事業計画、補助金の申請見込み金額（ただし、2割以上増減する場合に限る。）の変更、又は計画を中止する場合は、知事に計画の変更又は取り下げを届け出なければならない。

2 届出は第5条の規定を準用し、「ものづくり産業分野道外人材確保事業計画書」を「ものづくり産業分野道外人材確保（変更・取下）事業計画書」に、「第5条」を「第7条」と読み替えるものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 第6条の規定に基づき認定された事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付規則第3条の規定に基づき行う告示の定めるところにより、補助金等交付申請書（経済第1号様式（平成25年北海道告示第10329-22号に定める様式をいう。以下「経済第〇号様式」において同じ。））を知事に提出しなければならない。

2 交付規則第3条の2の規定により補助金等交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（経済第2号様式）
- (2) 補助金等交付申請額算出調書（経済第8号様式）
- (3) 経費の配分調書（経済第10号様式）
- (4) 事業精算書（経済第22号様式）
- (5) 雇用契約書及び就業規則の写し
- (6) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- (7) 健康保険被保険者資格取得確認書、厚生年金保険被保険者資格取得確認書の写し
- (8) 雇用契約を締結する者の履歴書の写し及び住民票の写し
- (9) 補助対象経費の金額の支払いが確認できる書類の写し

3 第1項の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない

ない。ただし、交付申請時において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第9条 知事は、前条の規定による補助金等交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付決定及び交付額の確定を行い、通知するものとする。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10条 補助金等交付申請書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式第3号によりその金額(交付申請において、第8条第3項により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければなりません。

また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年6月30日までに知事に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事に報告し、当該金額を返還しなければなりません。

(補助金の交付)

第11条 補助金は、第9条に規定する額の確定をもって支払うものとする。

(帳簿及び書類の備付け等)

第12条 事業者は、当該補助事業に関する帳簿及び書類を備え、補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び書類は、当該補助事業の完了の日の属する年度の終了後から5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、令和元年6月26日から施行する。

別表第1(第3条関係)

地域活性化雇用創造プロジェクト・北海道企画提案において、支援対象とする次の指定主要業種又は指定関連業種の事業者であること。

指定主要業種	指定関連業種
輸送用機械器具製造業(E31)	繊維工業(E11)、化学工業(E16)、プラスチック製品製造業(E18)、ゴム製品製造業(E19)
電子部品・デバイス電子回路製造業(E28)	情報通信機械器具製造業(E30)、通信業(G37)
電気機械器具製造業(E29)	金属製品製造業(E24)

別表第2(第4条関係)

補助対象事業	補助率	補助対象経費	上限額
事業者が道外において道外在住の求職者との面接を行い、面接後に期間の定めのない雇用契約を締結すること。ただし、次の各号のいずれの要件にも該当すること。 1 主に内部管理業務以外の業務に従事する者の雇用であること。 2 雇用契約にあっては、健康保険及び厚生年金保険、雇用保険の適用があること。 3 有給休暇の付与日数や、一日の労働時間など、労働基準法に沿った雇用契約が結ばれており、就業規則も整備されていること。 4 週2日(4週8休)以上の休日を設けていること。	補助対象経費の1/2以内	事業者が負担する道外在住の求職者との面接に係る旅費	雇用契約を締結した者1名につき5万円以内(通算限度額は1事業者につき10万円) (補助額は、千円未満切り捨て)